

# くらべてみよう! 熊野町と 近隣市町村



## 地方税

平成 13年 4月 1日現在

### 普通税

区 分		熊 野 町	広 島 市	府 中 町	海 田 町	坂 町
個人の 町・市民税	均等割	2,000円	3,000円	2,000円		
	所得割	標準税率				
法人の 町・市民税	均等割	標準税率				
	所得割	12.3%	大法人 14.7% 小法人 12.3%	大法人 14.2% 小法人 12.3%	12.3%	
固定資産税		1.4%				
特別土地 保有税	土地保有分	1.4%				
	土地取得分	3%				
	免税点	合計面積 5,000㎡未満	合計面積 2,000㎡未満	合計面積 5,000㎡未満		

表中大法人とは、資本金が 億円を超えるもので、小法人とは、それ以外のものをさします。

### 目的税

区 分	安 芸 郡 4 町	広 島 市
事業所税	な し	事業に係るもの 資産割： 事業所床面積 1 につき 600円 従業者割： 従業者給与総額の 0.25%  新增設に係るもの 新增築事業所床面積 1 につき 6,000円
都市計画税	な し	税額 = 課税標準額 × 税率 0.3%

# 平成12年度普通会計決算 地方財政状況調査

1人当り人口：平成13年3月31日現在

区 分	熊 野 町			広 島 市			府 中 町			海 田 町			坂 町		
	金 額	構成比	1人当り	金 額	構成比	1人当り	金 額	構成比	1人当り	金 額	構成比	1人当り	金 額	構成比	1人当り
	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)	(千円)
歳入総額	9,167,918	100.0	350	559,421,055	100.0	504	11,454,875	100.0	224	8,399,188	100.0	285	4,669,420	100.0	374
自主財源	4,451,315	48.6	170	301,322,806	53.9	272	7,393,197	64.5	144	5,239,063	62.4	178	2,626,074	56.2	210
うち地方税	2,145,026	23.4	82	209,690,731	37.5	189	6,670,960	58.2	130	4,299,512	51.2	146	2,175,002	46.6	174
依存財源	4,716,603	51.4	180	258,098,249	46.1	233	4,061,678	35.5	79	3,160,125	37.6	107	2,043,346	43.8	164
うち地方交付税	2,272,595	24.8	87	62,665,651	11.2	56	1,364,991	11.9	27	972,630	11.6	33	1,113,714	23.9	89
うち国・県支出金	732,271	8.0	28	94,815,715	16.9	85	1,028,408	9.0	20	831,780	9.9	28	503,327	10.8	40
うち地方債	1,152,200	12.6	44	59,619,000	10.7	54	372,100	3.2	7	536,400	6.4	18	100,100	2.1	8
歳出総額	8,651,605	100.0	330	550,230,961	100.0	496	11,146,689	100.0	218	8,231,563	100.0	279	4,423,258	100.0	354
義務的経費	2,297,277	26.6	88	236,717,049	43.0	213	6,232,629	55.9	122	3,633,691	44.1	123	1,895,430	42.9	152
うち人件費	1,347,915	15.6	51	88,240,517	16.0	80	3,366,646	30.2	66	1,921,238	23.3	65	1,131,434	25.6	91
うち職員給	868,930	10.0	33	63,255,956	11.5	57	2,317,967	20.8	45	1,344,378	16.3	46	738,140	16.7	59
うち扶助費	463,745	5.4	18	77,484,609	14.1	70	1,110,296	10.0	22	518,065	6.3	18	172,269	3.9	14
うち公債費	485,617	5.6	19	70,991,923	12.9	64	1,756,687	15.8	34	1,194,388	14.5	40	591,727	13.4	47
投資的経費	3,207,159	37.1	122	123,901,174	22.5	112	996,572	8.9	19	1,557,479	18.9	53	774,131	17.5	62
うち普通建設事業費	3,207,159	37.1	122	121,097,310	22.0	109	996,572	8.9	19	1,557,479	18.9	53	757,528	17.1	61
その他の経費	3,147,170	36.4	120	189,612,738	34.5	171	3,917,488	35.1	77	3,040,393	36.9	103	1,753,697	39.6	140
うち物件費	1,017,601	11.8	39	59,093,605	10.7	53	1,372,396	12.3	27	1,123,817	13.7	38	613,173	13.9	49
うち補助費等	849,401	9.8	32	52,583,593	9.6	47	702,921	6.3	14	862,099	10.5	29	386,901	8.7	31
基準財政需要額(千円)	4,195,665			233,947,159			7,145,832			4,705,796			2,847,111		
基準財政収入額(千円)	2,029,257			173,744,751			5,849,021			3,785,146			1,840,626		
財政力指数(%)	0.489			0.754			0.833			0.814			0.663		
経常収支比率(%)	69.1			89.5			81.2			80.2			74.2		
公債費比率(%)	8.2			19.7			17.3			13.8			12.8		
積立金現在高	2,996,245		114	15,779,303		14	1,133,202		22	2,783,496		94	1,487,189		119
うち財政調整基金及び減債基金	1,656,622		63	9,030,846		8	717,902		14	1,754,626		59	775,609		62
地方債現在高	4,301,229		164	838,953,269		756	14,725,311		288	9,618,902		326	5,015,312		401

基準財政需要額...地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政を行い、又は施設を維持するために必要な財政需要を、各行政項目ごとに算定した額の合算額をいう。

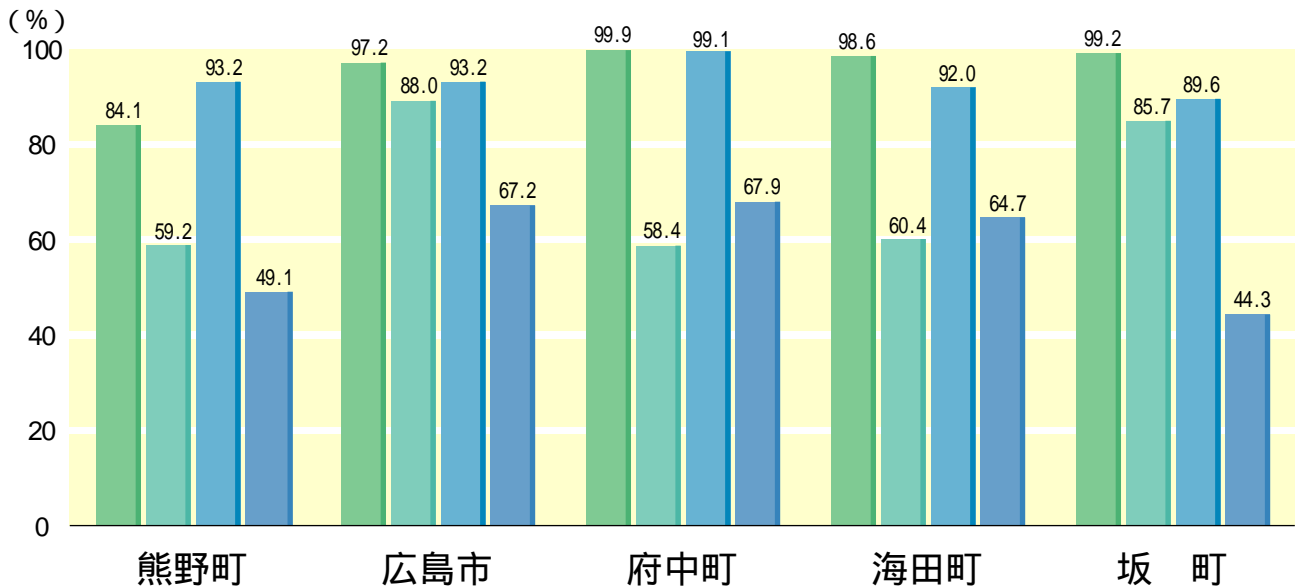
基準財政収入額...地方公共団体の財政力を合理的に測定するために当該地方公共団体について、一定の方式で算定した額をいう。

財政力指数...地方公共団体の財政力の強弱を示す指標。基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値が1以上の団体は、普通交付税の不交付団体となる。

経常収支比率...地方公共団体の経常的経費のために、経常的一般財源がどれだけ重用されたかを示す比率をパーセントで表した数値。経常収支比率が低い団体の財政構造は、弾力性があると考えられ、普通、70~80%に分布するのが標準的であり、80%を著しく超える地方公共団体は財政構造が硬直化しているもので、その原因を究明し、経常的経費の抑制に努める必要がある。

公債費比率...公債費とは、地方公共団体が、地方債の発行の際に定められた条件により、毎年度必要とする元金の償還および利子の支払に要する経費の合計額のことをいい、公債費比率とは、公債費の増加が、将来の住民の負担を強いることとなり、かつ、財政構造の弾力性を圧迫することとなることに鑑み、経常一般財源総額に占める公債費の一般財源所要額の比率を見ようとするための数値。

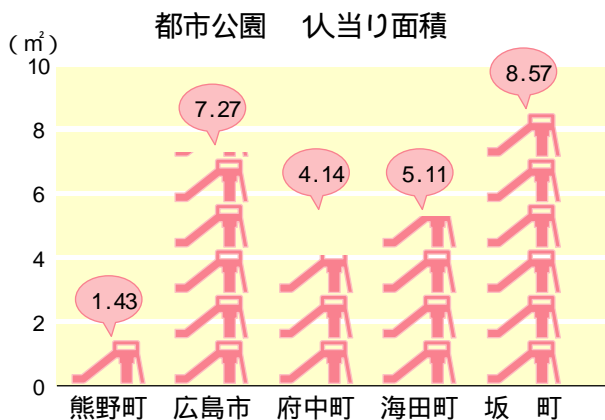
# 公共施設水準比較



(資料) 上水道については、平成2年度版 現況比較資料  
 下水道については、広島県の下水道2001  
 都市公園、道路については、平成年度末、各市町資料

(注) 上水道普及率: 給水人口 / 行政区域内人口  
 下水道普及率: 処理区域内人口 / 行政区域内人口  
 道路舗装率: 舗装道路延長 / 道路実延長  
 道路改良率: 改良済道路延長 / 道路実延長 (改良済道路 幅員 4m以上の道路)

- 上水道普及率
- 下水道普及率
- 道路舗装率
- 道路改良率



## 上水道

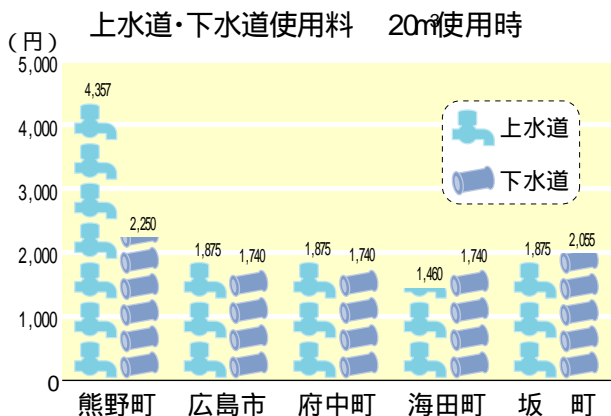
上水道普及率は低い。また自己水源を持たないため、広島県から水を購入し、各戸に供給しているため、使用料もかなり高額となっている。海田町は豊富な自己水源(瀬野川)を持ち、使用料はかなり低い。

## 下水道

安芸郡3町とは同水準であるが、広島市と比較した場合、整備に遅れ、使用料は、若干高め。

## 都市公園

広島市はもとより、海田町は(総合公園)、府中、坂町には(地区公園)と、規模の大きな公園がある他市町と比較し、小規模の公園が点在するだけの、当町は一人当りの公園面積はかなり低い数値。



## 道路

舗装率に関しては、他市町と同水準であるが、幅員 4 m以上の道路の占める割合(道路改良率)は低い数値。また表示していないが、県道矢野安浦線は国道 31号線にも匹敵する交通量があり、慢性的渋滞。

## 児童福祉

区 分	施 策	熊 野 町	広 島 市	府 中 町	海 田 町	坂 町
相 談 機 関	児童相談所	県児相 (注1-1)	市児相 (注1-2)	県児相 (注1-1)		
	子育て支援センター	1	8注2)	1	1	0
保 育 施 設	認可保育所	3	139	6	7	3
	保育料注3)	25,800	31,250	29,100	32,300	28,000
医 療 費 助 成	乳幼児医療 (注4)	両 ~ 2歳, 3歳~就学前注5)	~ 3歳	~ 2歳	0歳, 1~ 2歳	~ 2歳
		入 -	4歳	3歳	3歳	3歳

- (注1-1) 県中央児童相談所(南区宇品) (注1-2) 市児童相談所(東区光町)  
 (注2) 安芸区: 1か所 (注3) 3歳以上児の最高月額  
 (注4) (両): 入院と通院(入): 入院のみ は所得制限あり(以下同じ)  
 (注5) 平成14年8月から制度拡充予定(現在 両: ~2歳, 入: 3歳)

## 障害者(児)福祉

区 分	施 策	熊 野 町	広 島 市	府 中 町	海 田 町	坂 町
相 談 機 関	身体障害者 更生相談所	県更相 (注5-1)	市更相 (注5-2)	県更相 (注5-1)		
在 宅 サ ー ビ ス	デイサービス	直営注6)	委託		なし	委託
	ホームヘルプサービス	実施				
	ガイドヘルパー派遣	実施			なし	
そ の 他	住宅改造費補助	なし	実施	なし		
	扶養共済制度	県条例	市条例	県条例		
	扶養共済制度掛金助成	1口目全額	なし	1口目1/2		全額注7)
医 療	重度心身障害者 医療費助成	身障1・2・3 療育(A・A・B)	身障1・2・3 療育(A・A・B) 手帳所持で国民年金 級	身障1・2・3 療育(A・A・B)		

- (注5-1) 県身体障害者更生相談所(東広島市八本松町)  
 (注5-2) 市身体障害者更生相談所(東区光町)  
 (注6) 単県補助事業として週1日実施(ミニ・デイサービス)  
 (注7) 一人5,000円を限度

### 施策の説明

- デイサービス 入浴・食事・機能訓練などのサービスを日帰りで受けるもの。  
 ホームヘルプサービス ホームヘルパーが自宅を訪問し、身体介護や家事援助を行うもの。  
 ガイドヘルパー派遣 外出の際にガイドヘルパーを派遣して付添介助を行うもの。  
 扶養共済制度 心身障害者の保護者が死亡または重度障害の状態になった場合に年金給付が行われる制度。毎月一定の掛金を払い込む。

## ひとり親家庭福祉

区 分	施 策	熊 野 町	広 島 市	府 中 町	海 田 町	坂 町
医 療	ひとり親家庭 医療費助成 (~18歳の親子)	所得税非課税	所得税 ~ 92,400円	所得税非課税		所得制限なし

## 高齢者福祉

区 分	施 策	熊 野 町	広 島 市	府 中 町	海 田 町	坂 町
相 談 機 関	在宅介護支援センター	地域型 2 基幹型 1注8)	地域型 39 基幹型 8	地域型 1	地域型 2 基幹型 1	地域型 1 基幹型 1
介 護 保 険	保 険 料注9)	3,200	3,004	3,200	3,341	2,900
	保 険 料 減 額	なし	低所得者	生活困窮者等	なし	
	低所得者利用料減額	訪問介護	なし			
年 金	敬 老 年 金	80歳以上	80歳 100歳以上	75歳以上	70歳・80歳 100歳以上	70歳以上
	ねたきり老人見舞金	なし			年 12,000円	なし
医 療	老人医療費助成 (ひとり暮らし)	65~ 67歳	65~ 69歳		69歳	65~ 67歳
		68・69歳			66~ 69歳	68・69歳

(注 8) 1年度内の設置を含む

(注 9) 介護保険料は、サービス利用体制が整っている市町村ほど高額

## 成人・老人保健

区 分	施 策	熊 野 町	広 島 市	府 中 町	海 田 町	坂 町
成 人・老 人 保 健	基本健康診査	18歳 ~	40歳 ~	40歳 ~	18歳 ~	20歳 ~
	機 能 訓 練	25回 /年	2回 /年注10)	12回 /年	なし	23回 /年

(注 10) 安芸区の実施回数

## 廃棄物の分別並びに収集形態

	熊 野 町	広 島 市	府 中 町	海 田 町	坂 町
分別の違い	廃プラスチックは 資源回収	廃プラスチックは 埋立ごみ	廃プラスチックを資源回収していない		
収集形態の違い	大型ごみ年 4回	大型ごみ月 2回	大型ごみ年 4回	大型ごみ年 6回	大型ごみ月 2回
料金形態	-	大型ごみは有料	-		
事業系廃棄物の処理手数料	40円 /5kg	80円 /10kg			

## し尿処理

各市町村とも、安芸地区衛生施設管理組合に処理を委託

処 理 料 金 (一般家庭)	熊 野 町	広 島 市	府 中 町	海 田 町	坂 町
基本料金	ホース 30m未満	260円	200円	260円	
	" 30~ 60m	500円	240円	500円	
人頭制料金	450円		450円	385円	285円
標準世帯 (個人負担)	2,060円	800円	2,060円	1,800円	1,400円

標準世帯: ホース30m未満、世帯人員4人、便槽1で算定

広島市は、差額分を広島市が安芸地区衛生施設管理組合に補填する。

ホースの延長距離・便槽の数や形式等により、料金は変動します。

# 国民健康保険の料金体系

		熊野町		広島市		府中町		海田町		坂町	
		医療分	介護分	医療分	介護分	医療分	介護分	医療分	介護分	医療分	介護分
保険料率	所得割	前年度総所得額－(住民税基礎控除相当額・給与特別控除額・公的年金などの所得にかかる国民健康保険税の特例分)に対して5.6%	同 0.65%	当該年度市民税所得割額の5.39倍	当該年度市民税所得割額の0.78倍	前年度総所得額－(住民税基礎控除相当額・給与特別控除額・公的年金などの所得にかかる国民健康保険税の特例分)に対して6.5%	同 0.68%	前年度総所得額－(住民税基礎控除相当額・給与特別控除額・公的年金などの所得にかかる国民健康保険税の特例分)に対して5.9%	同 0.63%	前年度中の所得額－各種所得控除額に対して13%	同 0.73%
	資産割	固定資産税年税額に対して40%	同5%	なし	なし	固定資産税年税額に対して20%	同5%	固定資産税年税額に対して27%	同5%	固定資産税年税額に対して55%	同7.91%
	均等割	加入者1人に対し23,000円	同5,300円	加入者1人に対し21,864円	同4,925円	加入者1人に対し30,000円	同6,500円	加入者1人に対し21,000円	同5,800円	加入者1人に対し21,000円	同6,700円
	平等割	1世帯に対し20,000円	同3,800円	1世帯に対し12,880円	同2,177円	1世帯に対し28,000円	同3,600円	1世帯に対し20,000円	同3,500円	1世帯に対し22,000円	同3,900円
保険給付	療養給付	要した医療費のうち割合		要した医療費のうち割合		要した医療費のうち割合		要した医療費のうち割合		要した医療費のうち割合	
	高額療養費	医療費の自己負担額が月に63,600円を超えたとき超過分を給付する		医療費の自己負担額が月に63,600円を超えたとき超過分を給付する		医療費の自己負担額が月に63,600円を超えたとき超過分を給付する		医療費の自己負担額が月に63,600円を超えたとき超過分を給付する		医療費の自己負担額が月に63,600円を超えたとき超過分を給付する	
	出産育児一時金	300,000円		300,000円		300,000円		300,000円		300,000円	
	葬祭費	10,000円		40,000円		20,000円		20,000円		20,000円	
	療養費以外のはり・きゅう施術費	なし		申請に基づき、1人に対し700円の施術券を年35回まで発券		なし		なし		なし	
保険税(料)の納	年6回		年10回		年8回		年8回		年12回		
保険税(料)の限度	530,000円	70,000円	520,000円	70,000円	530,000円	70,000円	530,000円	70,000円	530,000円	70,000円	

広島市は保険料。

# 学校教育

(学級数及び児童生徒数は平成 13年 5月 1日、情報教育データは平成 13年 12月 31日現在)

## 情報教育環境の比較

市町名	総学校数 (校)	総学級数 (75学級を除く)	総児童 生徒数 (人)	教育用コンピュータ		校内 LAN		インターネット		ホームページ	
				台数 (台)	整備率 (人/台)	整備校 (校)	整備率 (%)	接続校 (校)	接続率 (%)	作成校 (校)	作成率 (%)
熊野町	6	68	2,183	172	12.7	6	100.0	6	100.0	6	100.0
広島市	196	2,941	97,545	6,659	14.6	0	0.0	196	100.0	145	74.0
府中町	7	136	4,712	194	24.3	0	0.0	7	100.0	7	100.0
海田町	6	85	2,709	240	11.3	6	100.0	6	100.0	6	100.0
坂町	4	33	947	112	8.5	1	25.0	4	100.0	4	100.0

パソコン等の導入状況については、県下においてもPC機器などを先進的に導入しており、現在では町内すべての学校がホームページを開いている状況である。

## 学校用地等の比較

(平成 13年 3月 31日現在)

種	市町名	学校数	総児童生徒数 (人)	校地面積 (㎡)				建物面積 (㎡)	
				校地		左のうち運動場		校舎	
				面積	1人当り	面積	1人当り	面積	1人当り
小学校	熊野町	4校	1,457	75,169	51.59	33,805	23.20	19,048	13.07
	広島市	136校	66,227	2,166,577	32.71	1,022,257	15.44	604,719	9.13
	府中町	5校	3,216	130,849	40.69	35,855	11.15	34,287	10.66
	海田町	4校	1,819	70,668	38.86	35,764	19.66	19,261	10.59
	坂町	3校	625	44,745	71.59	21,513	34.42	10,526	16.84
中学校	熊野町	2校	726	87,653	120.73	44,641	61.49	12,584	17.33
	広島市	60校	31,318	1,291,084	41.22	671,522	21.44	339,456	10.84
	府中町	2校	1,496	67,758	45.29	28,198	18.85	16,294	10.89
	海田町	2校	890	48,176	54.13	25,221	28.34	12,005	13.49
	坂町	1校	322	33,056	102.66	15,848	49.22	4,337	13.47

学校用地は、近隣市町と比較して広く、児童生徒1人あたりの面積も十分確保されている。

## 社会教育施設等

区分	熊野町	広島市	府中町	海田町	坂町
公民館	施設数 4	65 [ 1]	2	2	2
休館日	(1)国民の祝日 (2)12月29日から翌年1月3日まで	(1)火曜日 [ 3] (2)国民の祝日 (3)12月28日から翌年1月4日まで (4)8月6日	(1)第4月曜日 (2)12月29日から翌年1月3日まで	12月28日から翌年1月4日まで	(1)日曜日 (2)国民の祝日 (3)12月28日から翌年1月3日まで
開館時間	午前9時00分から午後10時00分まで(月曜日 [ 3]は、午後5時まで)	午前8時30分から午後10時00分まで		午前9時00分から午後9時30分まで(日曜日・祝日は、午後5時まで)	午前8時30分から午後10時00分まで
体育施設	施設数 体育館1 グラウンド1	スポーツセンター [ 2] 8	体育館2 グラウンド1	体育館2 グラウンド1	体育館2 グラウンド2
休館日	(1)国民の祝日 (2)12月29日から翌年1月3日まで	(1)火曜日 (2)国民の祝日の翌々日 (3)12月28日から翌年1月4日まで (4)8月6日	なし	12月28日から翌年1月4日まで 体育館 午前9時00分から午後9時30分まで(日曜日・祝日は、午後5時まで) グラウンド 午前9時00分から午後5時00分まで(夏季 [ 4]は、午後5時まで)	(1)国民の祝日 (2)12月29日から翌年1月3日まで
使用時間	午前8時30分から午後9時30分まで(月曜日 [ 3]は、午後5時まで)	午前9時00分から午後9時00分まで(夏季 [ 5]は、午後10時まで)	午前7時00分から午後9時30分まで	午前9時00分から午後9時30分まで(夏季 [ 4]は、午後5時まで)	午前8時30分から午後9時30分まで

[ 1] 広島市の公民館については、公民館のみを対象とした。 [ 2] 広島市の体育施設については、各区に設置のスポーツセンターのみを対象とした。  
[ 3] 国民の祝日に規定する休日にあたるときは、その直後の休日でない日 [ 4] 5月1日～8月3日 [ 5] 6月1日～9月30日